

平成22年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成22年12月2日 午前10:00

○散 会 午後 2:13

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成22年12月2日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番岡田 曙議員、19番佐々木嘉一議員、14番藤原典男議員、1番中川光博議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席においてお願い致します。

12番岡田 曙議員の発言を許します。12番。

○12番（岡田 曙） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝から御苦勞さまでございます。

12月定例議会において一般質問の機会をいただきまして、先輩議員の皆様、本当に感謝申し上げます。

これから冬場に向かい、感染力の強いノロウイルスの感染者が市内の幼稚園に発生しています。どうか拡大防止に努めてほしいと思います。

それでは当面する諸問題につきまして、私から3点ほどあります。通告文の順序に従いましてご質問致しますので、市長はじめ関係当局の誠意あるご答弁の方、宜しくお願い致します。

はじめに、緊急雇用創出事業について伺います。

今、景気は急速に悪化し、足踏み状態でございます。人々はますます生活に慎重になり、その結果、個人消費が低迷し、商店街には廃業に追い込まれる商店もあります。シャッターが下りて人通りがまばらでございます。明るい日差しが見えない今日、こうしている中、北朝鮮の挑発行為の突然のニュースは戦争勃発につながりかねないと世界中に不安を与え、日本も警戒体制に入っております。ますます経済に悪い影響を与えるのではないかと心配の声が挙がっております。毎日、経営者は何が何でも倒産させては

いけないと懸命に頑張り、商工会などは経営指導に走り回っております。

企業の最大の社会貢献は雇用でございます。平成20年から始まった緊急雇用創出事業は今年で3年めで、124名の方々が雇用されました。今年は8事業で42名の方を採用したことが市長から報告されました。しかし、雇用期間が原則として1年以内となっているため、多くの方々は次の就職先を見つけられず、失業状態に戻ってしまいます。この事業の経過後も国・県に継続できるよう働きかけると市長は言っておられましたが、今後どのような対策を講ずるのかお尋ね致します。

今、人口減少が最大の課題で深刻になっております。少子高齢化に歯止めをかける若者が県外へ流れ、それを抑えることの難しさ、若者が定着できる環境整備が一刻も早く必要かと思えます。どうでしょうか。

それから4月20日の全員協議会で飯田川飯塚地区の開発行為、ショッピングモールについて市長から報告がありました。建設予定店舗名、面積、図面などが提示され、予定としては今年10月には一部オープン、そして潟上市から何百人と雇用の報告もあり、市民は雇用に対する期待、買い物難民の解消と明るい話題にどんなに心待ちしていたことでしょうか。この事業についてもハローワークに何回も通った方もおります。しかし、どうでしょうか。一向に事業が進まず、ストップしている状態のようです。一体どうなっているのか、知っている範囲内で市民にお知らせください。このことは市長にお伺い致します。

2つめ、地域における健康支援の取り組みについてお尋ねを致します。

「地域で育む健康・未来」と題して、今年6月、地域保健全国大会が新潟県で開催されたニュースを目にしました。健康づくりを支援する環境こそが、大きなまちづくりのカギとなることは言うまでもありません。すべての住民が生涯を通して、日々快適な生活環境で心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会を築くために「健康・未来へ手を携えて」が大きなテーマに掲げられました。

我が市も合併してから5年が経ちました。地域の連帯感を深め、お互いに協調しながら様々な対策に取り組んでいる今日、自殺予防対策や児童、高齢者への虐待、障害者に対しての施策など多岐にわたる地域保健事業に、生活習慣病の予防、そして早期発見、健康増進の推進など普及啓発にそれぞれ成果を上げていると思えます。今、社会的にも経済的にも大変困難な環境に直面しています。こうした状況に重なり、心身ともに健康になることが社会の活力であることは誰もが望んでいることで、現在、地域保健が抱え

る問題点として、平成20年から導入された特定健診と保健指導導入の実施率は全国的にも7.8%、この7.8%は保健指導率でございます。まだまだ低いようですが、我が潟上市の保健指導率はどのくらいでしょうか。地域においての各種健診の結果、どのような手順でどのように指導されているのかお尋ね致します。また、健康についての格差社会をもたらさないためにも、健診をまだ受けていない方への取り組みはどのようにされているのか、あわせてお尋ね致します。

3つめ、視覚障害者と盲導犬の環境整備についてお尋ね致します。

平成14年に身体障害者補助犬法が制定され現在に至っておりますことは、既にご存じのことと思います。しかし、その法律の精神のとおり社会が盲導犬を受け入れているかといえば、実際は必ずしもそうとは言い切れません。今年の3月12日、羽城中学校で教育の一環として盲導犬の役割を学ぶ盲導犬教室が開催されました。これは日本盲導犬協会仙台訓練センターが、視覚障害者や盲導犬育成に理解を深めてもらうために開催したもので、生徒がアイマスクを付けて盲導犬とのかかわり方を体験し、盲導犬が増えれば目の不自由な人の社会参加につながることや視覚障害者に対する理解が深まり、大変勉強になったことが話されておりました。今年6月には障害者制度の改革の基本的方向について、障害のあるなしにかかわらずお互いに尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に向けて政府は閣議決定されました。その方向性を示しております。目の見えない人が盲導犬を利用しながら健常者と同じように生活できる環境づくりが必要です。

市は、盲導犬の普及対策についてどのようにお考えでしょうか。盲導犬の管理に関する費用についても、予防注射や病気、事故などの治療代はすべて自己負担です。保険は適用されませんので。この経費についても補助している自治体もあると聞いております。近年は盲導犬への理解が進み、ホテルや交通機関などでも多く見かけるようになりました。それでもまだまだのようです。また、視覚障害者にとって点字ブロックは命です。道案内です。来年オープンする産直センターからバス停までの間に、是非とも点字ブロックを設置していただくようお願いを致します。市長は行政報告の中で、障害のある人もない人も誰もが健康で安心できる生活を送ることができるよう、市民の目線に立った政治姿勢は一貫として貫き通すとおっしゃっていました。どうか視覚障害者と盲導犬の普及対策と支援について、動物好きで毎日犬の散歩をされている石川市長の理解あるお考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて、障害者計画の策定と進捗状況についてお尋ねを致します。

この3点ですので、どうか宜しくお願い致します。ご清聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 改めておはようございます。そして傍聴者の皆さんも早朝から大変御苦労さまでした。

12番岡田 曙議員の一般質問の1つめ、緊急雇用創出事業についてお答えを致します。

この事業は、離職を余儀なくされた労働者や失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出するもので、あくまでも「つなぎ役」であります。そのため、雇用期間が1年以内であり、勤務時間も業種によって多少異なりますが、基本的には月曜日から木曜日までは午前8時30分から午後5時まで、金曜日は午前8時30分から正午までとし、午後からはハローワーク等に出向き、就職活動ができるような勤務体制になっております。

また、国・県への働きかけについてのご質問ですが、この事業は、計画では平成23年度で終了となっていることから、24年度以降も事業継続していただくよう引き続き市長会とともに国・県へ要望してまいります。なお、平成23年度の事業計画では、9事業で46名の雇用を見込んでおります。

次に、飯田川飯塚地区のショッピングセンターについてお答え致します。

開発事業者によりますと、当ショッピングセンターのオープンまでのスケジュールは、平成23年早々、大規模小売店舗立地法届出書を潟上市に提出、同年春に建築工事に着手し、同年秋には第1期として全体計画の約3分の2の店舗についてオープンを予定しているとの報告を受けております。また、具体的なテナント名等については、公表できる時期が来た時点で報告を受けることとしておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田 曙議員の一般質問2つめの地域における健康支援の取り組みについてお答えします。

特定健康診査・特定保健指導は、平成20年4月から始まって、40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健指導であります。一般には「メタボ健診」と言われております。

糖尿病・高血圧・肥満などの生活習慣が発症に深くかかわっている、がん、心臓病、脳卒中の罹患者が増えてきている中にありまして、健診による早期発見・早期治療が進められております。糖尿病・高血圧・肥満などの生活習慣病は、予防可能な病気でもあ

ります。そのために本市では、健康相談、健診結果を持参しての訪問指導、未受診者への受診勧奨などを進めているところであります。

ご質問の本市の保健指導の実施率は、平成20年度は15.9%、21年度は8.9%となっております。健診結果については基本的には郵送ですが、がん検診の精密検査の中でも緊急性の高いものについては訪問し、受診を勧めているところであります。また、特定健診等の結果、血液検査その他で著しく問題があるのに治療していない人、特に高血糖、高血圧の方については順次訪問し、受診勧奨や生活改善の指導を実施しているところであります。

また、健診の未受診者の取り組みについての質問であります。がん検診の未受診者に対しては、受診確認のための電話や訪問を実施し指導しているところであります。

今後は、さらに生活習慣病の予防のための訪問指導、受診勧奨、そしてがん予防のためにもがん検診の受診についても推進してまいります。

それから3つめの視聴覚障害者と盲導犬の環境整備についてお答え致します。

現在、秋田県内では17頭の盲導犬がおり、そのうち潟上市では天王地区に平成15年度に1頭給付されております。

盲導犬の普及につきましては、秋田県が盲導犬育成等事業として実施しており、申請者がいる場合は盲導犬給付要綱による条件を満たした方が研修等を経て盲導犬を給付されております。年間、県内全体で申請件数は1、2件というふうなことでして、県が実施している盲導犬育成事業で対応できているものと考えております。

また、盲導犬の管理に関する経費についてですが、県の給付要綱の条件として自己管理をすることが条件となっております。狂犬病等の予防接種の費用については県獣医師会より補助されておりますし、また、飼育費等については盲導犬を給付している県内7市1町で補助を行っている自治体はありません。

以上のことから、盲導犬の普及につきましては、今後、県および盲導犬協会等と連携しながら対応していきたいと考えております。

また、産直センターからバス停までの点字ブロックにつきましては、設置する予定にしております。

次に、障害者計画の策定と進捗状況についてであります。

障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的に、平成18年度に障害者自立支援法が施行されまし

た。これに伴い、平成20年度に潟上市第2期障害者福祉計画を策定しており、「健やかに安心して暮らせる健康と福祉のまち」を基本理念に掲げ、4つの基本目標と基本施策をもとに現在取り組みを進めております。

本市においても、近年、高齢化やストレスなどを要因とした精神障害者等が増えている状況にあります。障害のある人が安心して暮らせる環境づくりを進めていくため、社会福祉協議会、民生児童委員、関係団体等と連携し、障害者一人ひとりの特性やライフステージに応じられよう総合的かつ継続的な支援の実施を進めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） ご答弁の方、ありがとうございました。

最初の第1点めの緊急雇用創出事業でございますけれども、今、働く場所がなくて市民も大変困っている方がおりますし、また、先ほど市長がご説明されましたこの事業につきまして、来年もどうか力を入れて継続していただきますように切にお願いを致します。

それからショッピングモールにつきましても、私も2日前にこの社長さんとお会いしました。話の内容を聞くと、何か少しあいまいなところがあるようだなとは思ってございましたけれども、どうかこのショッピングモールは、潟上市民の方々は期待しております、雇用の面でも。どうか撤退しないように、継続するように何とかご指導していただきますように宜しくお願いを致します。

それから2番めの地域における健康支援の取り組みですけれども、ご答弁ありがとうございました。

今、保健指導率が20年に15.9%、21年に8.9%、全国平均が7.8%、潟上市はちょっと上だとは思ってございましたけれども、何となくこの保健指導率が低く、下がってきているような状態ですけれども、どうかこの点でもしっかりと、検診の結果、早期発見、そして早期治療に向けての対策ですので宜しくお願い致します。そこで1点お尋ねを致します。保健指導の指導率の向上のためにどのように工夫されておりますか。この点について、ちょっともう一回答えてください。

そして、今、柱となる、有効だと思っていることを何であるかが、どうも特定検診率も保健指導率も何となく市民に低下している感じもするけれども、どのように本腰を入れるか、ちょっともう一回ご答弁の方、宜しくお願い致します。

それから、障害者の点字ブロックですけれども、設置していただけるということで本当に良かったなと思いますけれども、継続してくららの温泉の方まで、市外の方もたくさん視覚障害者の方々が温泉とか道の駅の方に来る方が多くなっておりますので、どうかこの点においても温泉の方にも点字ブロックを配置していただけますようお願い致します。

ところで、潟上市には盲導犬が1頭働いております。この方が針灸のお仕事でくららの方でお仕事していますけれども、くららには盲導犬を連れて入られない状態です。この盲導犬というのは主人と一心同体でございますので、これを離すということは非常に犬に対してもストレスと、いつも帰ってから痙攣と脱毛に悩むらしいんですけれども、いつもくららに行った場合、事務所の方に縛っておくけれども、この視覚障害者、針灸のための仕事をしてる方ですから、この盲導犬を管理している人というのは非常に犬にも徹底した管理をしておりますので、靴下をはかせて洋服を着せて館内に入ることもできますので、どうかこれを何とか皆さんで対策を考えて、善処していただくようお願いしたいと思います。

それから盲導犬というのは10年間でもう返さなきゃいけないくて、潟上市に住んでいる方が今年の秋に北海道にお返しすることになりました。そのかわりもう1頭、また交換して若い犬が来ますので、どうかこの場合、目の障害がある方ですから手助けしてほしいなと思いますので、宜しくお願いを致します。この件について、どうか再答弁をお願い致します。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の1点めの継続については、先ほど答弁しましたが、今後とも継続に向けて努力していくということでございます。

また、2番めのショッピングセンターの開設については、これはまた市民の願いでもありますし、雇用の問題もありますし、これも一日も早く実現に向けて頑張りたいと。ただし、これは今の経済状況によって相当変動があると。今一番なのはテナントだと思います。それらについても今後前向きに進めていくよう、相手に働きかけて努力したいと。

それから、くららの点字ブロック等についてと、それから盲導犬の脱毛の件で入られないということについては、私もよくしょっちゅう裏口から出ますと盲導犬が行儀良くいるんですが、最近いないということで、そういう事情かなと改めて感じました。ただ

し、社長が今度、副市長に代わりましたので、社長が考えると思います。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田 曙議員の再質問にお答えします。

私の方で、今質問のところでの健康指導のあり方の質問であります。やはり個別指導というところを基本にしてやっていくと。どうしても検診結果から再検の結果が来ましても、そこからまた時間を要したり、あるいは日程調整ができなかったりということもあります。そういう意味では、再三にわたる通知なり電話なり、そしてさらには個別指導と、最終的には個別指導でいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再々質問ありますか。

○12番（岡田 曙） いいえ。ありがとうございました。ご答弁、本当に丁寧にありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

19番佐々木嘉一議員の質問を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。このたび機会をいただきまして一般質問を致しますので、宜しくお願い致します。

今年もあと残すところ一月余りとなりました。光陰矢のごとし、月日の経つ早さを感じているところであります。振り返って、社会経済情勢は国の内外ともに厳しい年でありました。世界を見ましても金融不況から抜け切れず、通貨問題、株価、多国間貿易等々、経済のグローバル化とともに様々な課題を抱えており、加えて我が国の政治も混沌の極みであります。私ども、すなわち地方、とりわけ地域社会を取り巻く環境は、少子化、高齢化、人口減少による活力の低下の現状、さらには経済不況、雇用不安と、若者の就職難は深刻であります。このことは、若者の県外流出により人口の社会減が顕著に進むのではないかと心配されるところであります。

こうした状況下、市においては合併後5年を経て市総合発展計画の見直し作業が行われております。今後、必要とする施策の選択と財政運営は厳しいものがあり、市民福祉の充実と市政運営は選択と集中が求められるところであります。

さらに今年を振り返ってみて、これまで経験したことのない、気象観測史上初めてと言われました猛暑日の連続記録でありました。様々なところに影響がありましたが、こ

とさら農業への影響、特に本市の稲作農業への影響は大きく、収量の低下、品質低下による上位等級米、つまり1等米の減少、農家の収入不足は深刻な状況であります。あわせて、最近のTPPの問題等が議論の中で将来不安もあり、大変な1年であったものと振り返ってみております。

さて、このたびの私の一般質問は、この1年間の市政運営推進の中で基本姿勢にかかわるいくつかの施策の進め方についてお伺いを致したいと存じます。

まず、豊川小学校の件であります。このことに関しては、過去において私も一般質問の中で申し上げてまいりましたが、先般、当局から現状について説明がありました。大久保小学校への統合は平成23年4月を予定しましたが、話し合いは不調となったということでありました。こうした事態については、合併後の市政運営のあり方に対し影響があるものと思えば極めて残念に思っております。この件に関して振り返ってみて、一義的には信頼が損なわれたことではないでしょうか。繰り返しになりますが、合併時の新市建設計画には改築計画もありましたし、基本設計も予算化されたと聞いておりました。それから相当の期間を経て突然、大久保小学校への統合が教育委員会において決定された旨議会に報告があり、その後、教育委員会の決定として市広報に掲載され、地元としては寝耳に水の状態でした。豊川地区には、以来1年以上の話し合いであったわけですが、なぜ進展しないのでしょうか。潟上市義務教育施設適正化検討委員会の答申は、統合が望ましいということと、地元との十分な話し合いをしてほしいと報告されておりました。要するに十分な話し合いは、統合の期日を設定しないで協議を進めるべきであったのであります。統合ありきの進め方が混乱の原因となったのではないのでしょうか。

他方、昭和地区地域審議会がありますが、この審議会は合併特例法に基づく設置期間10年間で、合併時協議事項や新市建設計画の確実な実施を見届ける住民参加の機関であります。既にご承知のとおり、平成の大合併の推進にあたって合併協議の内容の履行を担保したもので、合併対策のセーフティネットとして法律、条例に基づき設置した市民参加による機関であります。したがって、合併時における豊川小学校の改築計画がその後において計画を変更せざるを得ない事情が生じたときは、地域審議会を開き変更のルールに従って変更手続きをして対処することが必要であったと思いますが、どうでしょうか。それにしても、地元関係者との話し合いと合意が前提にあることは当然であります。このことに関しては、先の昭和地区地域審議会において事務方からの説明では、県に照会しましたところ、新市建設計画の変更は必要がないという見解が示されたこと

により、市としては変更手続きは取らないと説明したとも聞いておりますが、事実でしょうか。ご見解を説明していただきたいと存じます。もし事実だとすれば、県の見解もさることながら、市の行政運営の基本に触れることとしてゆゆしいことでもあります。地域から出されました議会への改築陳情は、すべて採択でありました。このような事情は議会に対しても説明すべきではなかったでしょうか。安全・安心、そして児童生徒の命まで論じられました。行政手法において信頼が損ねるような進め方は是正することを指摘しておきたいと存じます。加えて信頼の回復と誠心誠意の協議を期待致します。

庁舎建設計画について申し上げます。本件に関しましては議会において先般、特別委員会を設置し、調査・検討を重ねて、報告書をまとめることになりました。議会において特別委員会の設置となった背景には、当局における庁舎建設計画策定スケジュールの立て方と進め方にあったことでもあります。基本的な政策形成過程のフローを確認して、その手続きを公表して、しかるべき検討機関を設置して進めることが合併新市潟上市の取るべき施策推進の基本とした真摯な進め方が必要であったのですが、どのように考えておられますでしょうか。

今回の議会特別委員会の報告書の中に、今後の当局の新庁舎の進め方として、庁舎建設基本計画および実施計画についてという項目がありますが、庁舎建設基本計画および実施計画は建設用地が決定してから策定する予定であるが、現在検討中の内容は基本構想を継承し、云々とあります。既に候補地を特定して進めるところに問題があるのであり、その候補地が検討された経緯が不透明であり、独断ではないかということでもあります。候補地A、B、Cの検討は良しとしても、この3候補地がどのようにして候補地となったのか説明はありません。そのほか、A、B候補地はいろいろと理由をつけてだめだとしているのであります。比較に値しない候補地を挙げたことも、また理解できないのであります。そのことについてお伺い致します。

新庁舎の位置の決定件は当局にあるとしても、議会特別委員会において議論の中でありました関与することは執行権を犯すことだという意見もありましたが、それでよろしいでしょうか。議会の政策形成能力も問われている課題であり、政策策定段階は執行権以前の問題であると思うからであります。繰り返しになりますが、私はこの件に関しては合併協議が難渋を極めた経緯もあり、合併3町は合併という自治の根幹を改め、廃置分合の選択、いわゆる新自治体にふさわしい決定方法を合併協議の原点に立ち返って検討フローをあらかじめ提示して検討されるべきと思います。これまでの進め方は問答無

用の進め方ではありませんか。合併協議に基づき当局のプロセスにより進められたことでしょうが、その進め方に問題があることから議会の特別委員会の調査・検討が必要となったことではないでしょうか。

また、ただいまも申し上げましたが、これからの進め方について先の基本構想を継承して実施計画に反映すると述べています。その庁舎建設検討委員会報告書に述べる基本構想の基本理念、新庁舎の規模、機能の方向性としては良しとしても、庁舎建設検討委員会の検討は建設用地が決定されてない段階でのことであり、様々な課題を抱えており、今となつてはこの時期の構想検討が時宜を得たものであったか疑問が残ります。本来、建築は敷地があつての構想であります。また、都市計画というまちづくり観点も必要です。すなわち敷地の形状と土地の利用から始まり、敷地の方へ接道条件等々、立地環境を考慮して具体的な計画が出来上がっていくべきであろうと考えます。こうした方向性の中で、最終的にはパブリックコメントまでのプロセスを検討して対処すべき重要課題であります。

この際申し上げますが、市当局における昭和庁舎についての評価は酷評としか言いようがありません。築後12年、耐用年数60年の鉄筋コンクリート造の建物が当局の評価としてそのとおりであるならば、やはり責任問題も出てくるというふうに感じておりました。

また、今回の調査検討にあたり参考として昭和庁舎を利用した場合の概算費用をお願いしましたところ、当局では既定路線から逸脱することを理由に出しませんでした。

都市形成の歴史のことについては皆さんも既にご承知のとおりであります。遠く徳川時代から国土発展の基軸は交通が基軸でありました。近代国家になり、国道の開通、国鉄の開業、港湾、空港、高速道路等々を基軸として交通要所に都市が生まれ、発展してきた歴史が現在の姿であります。旧昭和町、いわゆる大久保飯田川地区は羽州街道の宿場町として栄え、地域経済の中心地として市街地を形成してきた歴史があります。地盤が軟弱云々ということにつきましては、軟弱地盤処理をすれば解消します。ちなみに秋田市の山王地区の地盤状況は、支持地盤30メートルとも言われています。県庁火災により新たな都市計画を定めまして、山王地区に官庁団地を核とした都市計画を定めていることについては、既にご案内のとおりであります。参考までに昭和庁舎に増築した場合、私なりの概算をしてみますと、建物床面積、将来の新庁舎の必要面積は7,510㎡とされております。昭和庁舎の現在の建物面積は3,644㎡であります。不足分3,866㎡を増

築すると致しまして、昭和庁舎の建設単価1㎡当たり単価35万8,000円としますと、これは地盤改良工事も全部入っております、単価35万8,000円としますと、増築工事費14億6,000万円となります。敷地は十分にあります。参考までに申し上げましたけれども、究極の行政改革は新庁舎建設という観点からすれば一つの検討課題であると思いますが、いかがでしょうか。そのほか、今後の市行政の推進の方向を見ますと、箱物計画はメジロ押しの状態ではありませんか。

なお、既存庁舎の利活用のあり方については、用途変更や整備が必要となれば新たな施策や整備財源を見込み進めなければなりません。そして、その他附属施設等のあり方についても、きめ細かな検討も必要であります。庁舎建設ありきの前のめりな姿勢は改め、展望を持ち、説明責任を明確にして広範な施策と議論のもとで取り組むべき問題と思いますが、いかがでしょうか。

次に、都市計画マスタープランについてお伺いします。

都市計画マスタープランについては、市の説明会が市内各地で行われました。自治会長会議において説明がなされると市長の行政報告にも述べられています。相当な時間と労力を費やして策定されたものであり、合併後、懸案の課題の基本が示されたという認識で受け止めております。かいつまんで申し上げますと、マスタープランはいわゆる都市計画の基本計画であります。市総合発展計画を上位計画として農林漁業との調整がなされた市土地利用計画、市都市計画基本方針に基づいた都市計画マスタープランが策定されて都市計画に定めた地域、地区の計画、さらには用途区域、建築計画という計画事業を含んだものであります。こうした計画の具体化につきましては、総合発展計画基本構想とあわせて都市計画の基本方針が議会の議決とされ、その基本方針に基づいた計画がこのたびのマスタープランであろうと理解しております。さらには、基本方針、マスタープランはおおむね5年ごと、あるいは国勢調査の結果をもとに見直しをすることが求められているのではと認識をしております。

そこで質問であります。既存の都市計画区域における都市計画の見直しは長期にわたって取り組んできたことではあります。本市の現在の都市計画にかかわる見直しの検討課題は、調整区域における開発行為の緩和策、いわゆる都市計画法34条11号の適用で解決する事案だけでしたでしょうか。そのほか、これまでの都市計画の規制によりできなかったことで、今回の見直しで緩和される事案はなかったでしょうか。見直しとなったあらゆる事案をお知らせいただきたいと存じます。

さらに、天王二田地区のマスタープランであります。同地区は都市計画区域外であります。当該地区の課題と方針がありますが、課題は別として、新たなことが述べられています。都市計画区域外の区域において都市計画区域、あるいは準都市計画区域の設定による計画的なまちづくりの推進という記述がありますが、このことはどういうことですか、お伺い致します。また、区域という定義は、そして面積はどのくらいになりますか。こうした区域設定と事業内容と整備方針、整備財源は、計画を公表する前提としてどれほどの整備財源を必要とするかを踏まえてのことと思いますが、その点はいかがでしょうか、お知らせください。また、準都市計画区域という認識に立つならば、その方針を都市計画法第15条および第18条の2、さらには潟上市行政にかかわる基本的な計画の議決に関する条例に基づいて諮るべきと思うが、ご見解をお伺い致します。また、当該地区の課題に対する方針について、旧天王町における行政計画と取り扱い状況はどのように対処してきたものでしょうか、お知らせください。さらには、農林漁業関係施設ならびに事業との調整はありませんか。

また、整備方針を見ますと、都市施設でありますインフラ整備、住環境、都市基幹施設として計画し、事業化が必要な施設がほとんどですが、整備手法はどのようになりますでしょうか。その見直しと方針はどのようにお考えかお尋ね致します。当該地区の湖岸地区および大崎地区の農業集落排水の処理場廃止と公共受け入れは施設の老朽化と説明していますが、八郎湖の水質対策上のことでもあります。公共までの接続管渠の事業はどうなりますか。下水道事業の変更と流域関連の負担はどのようになりますか。負担の公平という観点から、受益者負担金はどのようになりますでしょうか。水道は先般、認可区域の変更もありましたが、市営住宅は建てかえの準備でしょうか。

その他いろいろありますが、説明会の後、都市計画審議会の議を経て進めることでしょうが、道路、水道、下水道、駐車場、自転車道、歩道、国道101号の沿線開発等々、個別計画が網羅されたマスタープランであります。今回の発展計画の改定との関係はどのようになりますか。この件に関しても策定手順としてのフローを改めて提示していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

次に、ごみ処理場の件について質問致します。

現在のごみ処理場は操業以来27年を経過しております。施設耐用年数が過ぎており、運転状況も施設の老朽化に伴い効率運転ができず、焼却時間を延長して焼却への負荷を緩和しながらの運転状況と承っております。現施設更新の必要から、かつては男鹿市南

秋田郡の広域施設の建設を検討した経緯は言うに及ばず、現施設のダイオキシン対策を実施して今日に至っております。広域離脱という選択と合併による3町広域の建設は、潟上市の施設として現在までに至っております。この間、毎年多額の修繕費をかけ施設を運転しておりますが、今年度は施設の機能点検調査を行い、施設更新の判断を行うという予定が示され、調査費を予算化しております。また、先の広域離脱と現施設の継続使用の方向から、合併後10年間の中では改築となるであろうという判断から10年間の新市建設計画の後半に合併特例債による施設更新の事業を予定した経緯があります。しかし、このたびの発展計画の見直しにおいて、ごみ処理場の取り扱いは現施設の延命化を図るとしてあります。最終処分場の容量は、昨年調査では平成29年まで使用できると報告がありました。

そこで質問であります。今年度予定の施設の機能検査の結果を踏まえての延命化との方針となったのでしょうか。延命化と言われましても、あと何年もたせるための延命化でしょうか。その費用は幾らでしょうか。委託業者はどこかお知らせいただきたいと存じます。

また、最終処分場の残容量からしますと、平成29年以前に新たな施設整備の方向が検討されなければならないと思いますが、今回の発展計画の示す延命化対策との整合性はどうか。このことに関しては議会の社会厚生常任委員会においても議論があり、調査結果がどう出るのか注目していたところであります。また、施設の改築と補修、長寿化に要する主要財源は、おのずと異なるものと思いますが、その方向性についてお知らせください。ちなみに、大規模修繕着工の見通しは何年ごろに予定するのでしょうか。

以上、長々と申し上げましたが、要は市町村は首長と議会の二元代表制で運営されています。住民の目線、現場主義という政策理念は市長として市政運営の理念であり、その理念は尊いものであります。ただ政策を立案し、実施する場合は、その手順、手続きがあります。もちろん市民の意見を聞く公聴会、あるいは説明会もあるでしょう。そうした政策の立案実施の過程において、議会に対する説明協議が必要であり、そのタイミングもあると思います。その手続きは自治法の定めがあったり、個別法に基づくものがあったり、それぞれにおいて、市民代表である議会へのそれぞれにおいてその関与の規定があります。また、その手段としては議会全員協議会における政策の事前協議もあり、臨時議会もあります。その他、行政手法を駆使して潟上市市政の積極かつ、より具

体的な市政運営ができるのであります。こうした意味において、議会と当局は市政運営と住民福祉向上のためには常に協力関係と合意が必要であります。今回の質問は、こうした考え方のもとで述べさせていただきました。長い間、ご清聴ありがとうございます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つめの豊川小学校についての前段の部分についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど、「先般この質問については、この議会で質問してきた」ということでありますが、今回で4回めに当たるかと思っております。それでは、ご答弁申し上げます。

豊川小学校の統合については、先の議会全員協議会、このたびの行政報告で議員の皆様へ報告したとおりであります。19番佐々木議員のご質問は、この問題が進展しない原因の一つとして「信頼が損なわれた」、あるいは「統合の期日を設定しないで協議を進めるべきでなかったか」、「統合ありきの進め方が混乱の原因になったのではないか」とのご指摘についてであります。豊川小学校の改築問題は合併以前の旧町時代からの引き継ぎの課題であったことは、19番佐々木議員さんが一番ご認識されていることと存じます。「信頼が損なわれた」とありますが、信頼のないところにすべてがないと私は教わってきました。常に公平に、公正、そして平等に対応してきており、それが信頼につながるものと思っております。

確かに合併時の新市建設計画には改築計画がうたわれ、平成18年度には基本設計も予算化されておりましたが、平成19年度以降の少子化による児童数の減少が大きな要因となり、全市から選任された20名の委員で構成された渦上市学校教育環境適正化検討委員会が5回の検討会を経て、そしてまた現地を視察し、渦上市学校教育環境の在り方についての答申が平成19年11月27日に渦上市教育委員会に出され、議員の皆様にも配付しているところであります。この答申では、周知のとおり「豊川小学校と大久保小学校を統合することが望ましい」と報告されました。存続、改築については、一切答申内容にはなかったことを申し添えておきます。

教育委員会では、この答申を受けて、平成20年度には10回、平成21年度には7回、平成22年度には14回の会議を行っております。豊川小学校PTA、東保育園保護者、豊川コミュニティ推進協議会の皆様に対して説明会を開催し、答申の内容について説明し、豊川小学校と大久保小学校の統合についてご理解いただけるよう説明してまいりましたのでございます。あくまでも答申は統合ということであり、教育委員会が答申を受けて判

断しているものでございます。

全員協議会で申し上げましたが、本年10月には自治会長の皆さんから「統合について大部分が賛成である」ということを確認しており、保護者への説明会も開催しております。

教育委員会としては、現段階では平成23年4月の統合については時間的に間に合わないと判断しております。先の11月22日に教育委員会臨時会を開催し、統合の時期を平成24年4月1日と変更し、再々延長を決定したところではありますが、来年の4月から1年をかけて統合に向けた行事にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、豊川小学校の統合問題につきましては、これまで誠心誠意をもって地域の皆様と協議を重ねてきております。ですが、話し合いが不調になっているとは思っておりません。むしろ一步一步、統合に向けて良い方向に動いているものと判断しております。

これからも平成24年4月の統合に向けて、保護者の皆様からご理解をいただくよう誠意をもって精力的に説明に努めてまいりますので、地元出身の19番佐々木議員におかれましても、また、議員の皆様からもご協力とご支援を宜しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つめの豊川小学校についての地域審議会にかかわる部分についてお答え申し上げます。

はじめに地域審議会のあり方についてであります。ご承知のとおり、この審議会は合併によって住民の意見を合併市町村の施策に反映させ、そのことが合併推進に資することで、合併後の市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるように創設された制度であります。合併後において市町村の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

地域審議会の役割としましては、合併協議事項や、あるいは新市建設計画の確実な実施を見届ける機関としてありますということで述べられております。繰り返しになりますけれども、本市の均衡ある発展を第一義と考え、施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくための機関ととらえております。

次に、合併協議会で作成した新市建設計画の変更についてでありますけれども、変更が必要なときには、合併後は新たな市町村において行うこととされております。総務省ならびに県によりますと、必ず変更が必要と考えられる事例としては、合併時において

全く計画になかった事業について合併後新たに合併特例債事業を活用して実施しようとする場合が挙げられております。

本市においては、合併協議時に新市建設計画の財政計画を作成するにあたりまして、旧3町の事業要望を募り、新市における普通建設事業を検討致しました。

新市建設計画を今後も具体化させる上で、これらの事業から履行できない事業を選択し、その都度、建設計画を変更していくことは現実的ではございません。このようなことから、本市の最上位計画であり、また新市建設計画を踏まえて策定されております総合発展計画を重視した施策を展開すべきことが当然であり、これこそが第一義と考えておるところでございます。

最終的には、建設計画に盛り込んだ事業の取捨選択は新市においては市長にその選択を委ねられたこととなります。二元代表制の中にあっても、議会はチェック機関としてその機能や権能を果たしていただくということとなります。このことについては、合併協議会において新市建設計画の取りまとめなど中心的に進めてこられました佐々木議員さんにおかれましては十分にご承知のことと思ひ、我々もその事務を継続しながら遂行しているところでございます。

以上のことから、建設計画の一部事業を変更する場合、当初計画と内容が変わることとなりますけれども、最上位計画である総合発展計画の理念など根幹を変更する場合は別と致しまして、個別の事業計画の変更は長期的・総合的な計画書をその都度書き改めることは行わないとの解釈でございます。したがって、潟上市はこの国・県のとらえ方にならしまして、豊川小学校の改築については他の事業計画とともに建設計画の変更は取らないとするものでございます。

なお、統合について理解が得られた段階で地域審議会へご説明することは当然のことと認識しております。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の2つめ、庁舎建設計画についてお答え致します。

佐々木議員のこの質問については、ご承知のとおり5回連続のご質問となります。当局としては、これまで庁舎建設については誠意をもって説明してきたつもりでございます。それを踏まえてお答え申し上げます。

まず建設候補地の選定経過についてでございますが、これまで複数回にわたり質問に

答えておりますが、平成21年6月の議会全員協議会において新庁舎建設基本構想について協議していただき、市広報による市民への公表を経て、建設候補地の選定作業に入っております。その後、検討の結果、本年2月にA・B・Cの3カ所を建設候補地として皆様にご提示しております。その上で、市財政計画や新庁舎建設基本構想、周辺環境などを総合的に勘案し、また、その土地の取得が可能であるか、相手方と協議してまいりました。その結果、医療法人正和会と有限会社サルースの所有となっている候補地Cが最も有力で可能性のある土地として絞り込み、新庁舎建設用地の最適格地として用地交渉を進めることが現時点で妥当と考え、4月20日の議会全員協議会ではこの用地を最適格地として行政報告で述べております。この用地については、建物配置等を検討する上で新庁舎建設基本構想にまとめられた要件からも最も適正と考えており、また、市道をはさみ市有地が隣接し、一体的に使用できる優位性も好条件にあると認識しております。このことを自治会長会議においても報告しております。

ご質問には「A候補地、B候補地は比較に値しない」とされておりますが、構想を実現する要件を3候補地は満たすものとして提示したものでございます。また、昭和庁舎周辺の地域性や歴史を述べておりますが、本市にはこれまでの歴史や地域性から各地域に拠点となる地区が当然存在します。かつ、今後のまちづくりを考える上では中心的役割を担う行政拠点を形成する必要があるとございます。選定にあたっては、新庁舎建設基本構想にあります新庁舎建設に必要な敷地面積1万5,785㎡を確保できる場所という条件のもとに、国道101号沿線区域を中心に利用者のアクセスや新市のシンボル性、今後の発展性、具体には宅地開発、各種産業の立地、市域全体への波及効果等、用地取得に係る経済性、様々な法規制といった要件を加味し、3カ所を候補地として選定したものでございます。

議会には庁舎建設調査検討特別委員会が設置され、その目的として庁舎建設に関する具体的内容を把握し、議会が客観的な資料に基づき正しく判断できるための調査・研究を行うこととなっており、市では議会特別委員会の審査検討を重んじ、資料の提出依頼のあった具体的な内容17項目について5回にわたり計65ページの資料を提出し、検討しております。

庁舎建設にあたり、昭和庁舎を利用した概算費用の資料請求について述べられておりますが、新庁舎建設については庁舎建設調査検討特別委員会の平成22年7月12日開催の資料提出から現在まで一貫して説明したとおり、庁舎の建設位置の候補地の選定にあ

たっては合併協議や新市建設計画等で確認されましたとおり、旧昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮した旧天王町地内を最も守るべき基本事項として選定作業を行ってまいりました。

合併協議会では、ご承知のとおり協議10号の新市の事務所の位置、いわゆる新市の庁舎の位置について時間をかけ慎重に審議した結果、各旧町議会での決定を経て決定したものであり、この合併協定書を重んじて市役所庁舎の位置を選定すべきことは当然であります。以上のことを基本に候補地を提示しているものであり、昭和庁舎を本庁舎目的とした増設をすることについては、庁舎建設構想にあたらなないと解釈するものでございます。

既存庁舎の利活用のあり方については、現在素案として考えている内容は整備事業費も含め7月12日の第3回庁舎建設調査検討特別委員会資料として提出した内容のとおりでございます。建設内容が確定していない状況で既存庁舎の活用方法についての本格的な協議検討はしておりませんが、今後、市役所庁舎以外にも現有する他の公共施設で改築や統合などを必要とされる施設も考えられますので、これらの施設の精査による現庁舎の有効活用と、市民の皆様の声も取り入れながら利活用の基本的な考え方をまとめ、新庁舎建設事業の進捗とあわせて提案してまいりたいと考えております。

最後に、市当局における昭和庁舎についての評価は酷評と断定されておりますが、具体的にそれはどういうことでしょうか。これはちょっと理解できないという考え方でございます。それは、その理由は先ほどお答えしたとおりでございます。昭和庁舎の評価については専門家に依頼したものでありまして、具体には昭和庁舎の設計者の客観的な見解でありますので、決して酷評には値しないものと考えておりますので宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の3つめ、都市計画マスタープランについてお答え致します。

まず最初に都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2において、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことです。議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想および県が定める都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即して定めるとされ、議会で必要な基本構想はありますけれども、マスタープランについては議会の議決を経る必要はないということでございます。加えて、長期的な視点

に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにしていくことが重要とされております。

ご質問の1点め、「見直しの検討課題は調整区域における開発行為の緩和策の適用で解決する事案だけだったのか。」につきましては、市街化調整区域における厳しい土地利用規制緩和と市街化区域内農地の課税について課題として考えられます。

2点めの「これまでの都市計画の規制によりできなかったことで今回の見直しで緩和される事案はなかったか。見直しとなったあらゆる事案を知らせてほしい。」につきましては、今回の見直しで規制緩和される事案はありませんでした。そのため、現行制度の中で土地利用規制を緩和する手法を検討した結果、都市計画法第34条第11号の適用となったものでございます。

3点めの「天王・二田地区の都市計画区域外における都市計画区域もしくは準都市計画区域の設定による計画的なまちづくり推進の記述はどういうことか。」につきましては、都市計画マスタープランは長期的な視点に立っており、将来的には潟上市単独の都市計画を目指していることから、現在、都市計画区域外となっている天王・二田地区についても、本市の一体的まちづくりという観点において都市計画区域もしくは準都市計画区域への編入を検討するという見解を示したものでございます。

4点めの「この区域の面積、事業内容、整備財源等」につきましては、将来への方針を示したものでございますので、お尋ねの内容は今後の検討となります。

5点めの「準都市計画区域という認識ならば、都市計画法第15条および第18条の2に準じてこの方針を議会に諮るべきと思うが、その見解は。」につきましては、冒頭でも述べましたとおり、都市計画マスタープランは市町村の建設に関する基本構想等の上位計画に即して定められることとなっておりますので、議決は必要はありません。

それから、6点めの「当該地区の課題に対する方針について、旧天王町における行政計画と取り扱い状況はどのように対処してきたか。」につきましては、旧天王町において課題とされていた土地利用および個別都市施設について検証・検討を行い、引き続き検討が必要なものについては今回の都市計画マスタープランに継続しております。

7点めの「当該地区の農林漁業施設、事業との調整および計画における事業化が必要な都市施設の整備方針、整備手法、見直し。」につきましては、農林サイドとの調整は都市計画区域もしくは準都市計画区域に当該地区を編入する際には必要となります。また、「個別都市施設の整備方針、整備手法、見直し」については、今後、総合発展計画

との整合性を図りながら計画してまいります。

8点めの「当該地区の湖岸、大崎地区における農業集落排水処理場廃止と公共受け入れは、老朽化のみでなく八郎湖水質対策上もあるのでは。また、公共までの接続、下水道事業の変更と流域関連の負担および受益者負担はどうなるか。」につきましては、課題のとらえ方は、八郎湖が湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼となり、一段と水質改善が必要なことを併記致します。それから「公共までの接続管渠」につきましては、水質対策と施設老朽化対策として公共下水道に接続替えするもので、下水道事業として実施し、国庫補助事業となります。流域事業負担金と流域維持管理負担金は増えますが、農業集落排水施設改修費および施設維持管理費よりは安価となります。また、この切りかえにより住民にとって新たな受益が発生するものではございません。

9点めの「市営住宅は建てかえの準備ですか。」につきましては、建てかえも視野に入れながら老朽化対策を検討していくとの見解でございます。

10点めの「都市計画マスタープランの策定と総合発展計画の改定との関連はどうなりますか。策定手順フローを提示してください。」につきましては、総合発展計画は市における最上位計画であることから、改定にあたりましてはあらゆる計画、施策と調整、整合性が取れていなければなりません。都市計画マスタープランの策定にあたっては総合発展計画に即することとなっており、すべての面で調整を重ね整合性を確保してまいります。

今後は、地域説明会からの意見を参考に修正案を庁内検討会議、策定委員会においてさらに検討し、議会の意見を伺った上で都市計画審議会に諮ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（千田正英） 小林市民生活部長。

○市民生活部長（小林健一） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の4つめのごみ処理場についてお答え致します。

はじめに冒頭の男鹿・南秋広域についてですが、当時、県内ではいち早く協議会を立ち上げ、それぞれが誠心誠意努力してきたところでありますが、最初に男鹿市、次に若美町が離脱、続いて他の市町村も離脱したことから広域による共同処理を断念し、現在に至っておりますことをご理解いただきます。

延命化の方針についてであります。ごみ処理施設の精密機能検査については21年度に実施しており、昨年12月定例会の一般質問においても施設の老朽化および処理能力の

低下に対処するためには、施設全体の大幅な改修を行わなければ処理能力の回復は難しくなっている旨を申し上げ、厳しい財政状況を踏まえて、施設整備についての方向性を示しております。

国では既存の社会資本ストックの有効利用を目的とした既存施設の延命化を図り、ライフサイクルコスト（施設の生涯費用の総計）を低減することを通じ効率的な施設整備を推進することとし、平成22年度から施設の延命化および地球温暖化対策を推進する基幹的設備の改良事業に対する支援が、循環型社会形成推進交付金に新たなメニューとして加えられています。

延命化の方針については、佐々木議員のおっしゃるとおり精密機能検査の結果も踏まえての方針であります。施設の更新となると建設費用は概算で50億円程度と莫大な費用が必要となることから、国の推進する延命化対策を講じ、財政支出の低減を図ることが重要であると考えます。

事業の財源には循環型社会形成推進交付金の活用を予定していますが、交付要綱では、交付対象が人口5万人以上または面積400k㎡以上が基本要件となっており、どちらも交付要件に満たないため、交付要件の但し書にある豪雪地域等の適用を願いたく県に相談したところ、早速、環境省に出向き折衝していただき、「国としてはごみの適正処理が第一と考えるので、まずは循環型社会形成推進地域計画が出来次第、提出してください」との回答を得たところであり、現在、計画承認申請に向けて準備を進めているところであります。

なお、延命化の年数でございますが、10年から15年を想定しており、事業費は現在調査中ですが、施設更新と比較し約3分の1程度を見込んでおります。また、計画策定の委託業者でございますが、今後入札によって決まるといふふうに考えております。

今後の方向性としては、地域計画の承認申請を来年の1月中旬に予定しており、承認されますと平成23年度に施設の長寿命化計画を策定し、平成24年度に基幹的設備改良事業に着手する予定となっております。また、最終処分場についてでございますが、施設の長寿命化とあわせて検討していかなければいけないと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの4点の一般質問には、それぞれ副市長、教育長、各部長が答弁致しましたが、私からは19番さんの質問の最後の最後、通告書には一切書かれて

おりませんが、市政運営について当局と議会は合意が必要であるということについては、私から言わせればそれはイロハのイであると。したがって、そういうつもりで市政を運営しているということをご理解ください。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 豊川小学校の件でありますけれども、話し合いは積極的に誠意を込めて進めていただきたいというふうに思います。

それから合併特例法に基づく地域審議会の活用については、若干、私としては見解が違ふと思います。合併特例法の地域審議会につきましては、国が平成の大合併を進める中で、地域はいろいろな問題が出てきた中で、いってみれば合併したときに我々の要望ができるだろうかと、そういうふうな合併に伴う住民の不安を、全国的な問題ですが、そういうものを払拭するためにつくられた法律でありましたし、地域審議会であったと。その点からしますと天王地区に地域審議会がないということは、我々は吸収合併ではありませんので新設合併ですので、これはやはりお互い3町平等にその審議会が必要でなかったのかということで当時申し上げた経緯もあります。

それからですね、庁舎の件につきましては、やはり今、方向的には合併協議のそれは大原則でありますけれども、いずれはいろいろな部門をやはりいろんな面から検討して答えを出すと。そして住民にきちんと説明ができるものであってほしいなというふうに思うわけです。ですから、例えばこういうふうな旧庁舎の利活用についても、当局でいろいろ出しておりますが、それがいつできるものか、どれくらいかかるものか、どういう順序でやるものか全然わかりません。そんなこともあります。しかし、財政投資におきましても新庁舎を建てるのと旧庁舎を利用するのとであれば、財政的に格段の差も、財政的な主要財源の差もあると私は思っております。そのほか、前回は、報告の中で財政的には安定すると言いましたけれども、全部そういう今後必要となってきます政策を棚上げして、現在の10カ年のあれを検討するというふうなことじゃないのか。例えば今、ごみの問題についても述べられましたが、そういうふうな延命措置がいつまでできるのかというのも、この10年間でやるとすれば、やはり財政負担が伴う問題ではなかったかなと。それらこれらを全部あわせましても、やはり今後、潟上市は箱物を必要とすると、順次、今、追分保育園でも、あるいは天王のこども園でも、あるいはそういうふうな面からしても非常に箱物がラッシュになると。しかも既存のいろいろな施設があるということで、経常収支比率も94%、だんだん下がってきたというけれども経常収支比率は改

善されないだろうと、私はそういうふうに思います。ですから、何を選択して何をやるかということについては、きちんとやはりめり張りをつけて政策を進めていかなければならない時期なのではないのかなと、そんな思いです。

それから時間もありませんが、ごみにつきましては延命措置を取りますと、今の燃焼式でありますとやはり残廃が出ます。最終処分場は29年までというようなことですが、これから調整するというよりも、やはり新しい施設を建てるとなると環境アセスとかいろんな問題がありますから、六、七年前にはもう計画に入っていなければならないと。その中で延命措置はわかるけれども、それをまた10年も15年もというふうなことは、それは厳しいのではないのかなと、そんなところもひとつ真剣に考えて進めていただきたいということでもあります。

そのほか都市マスタープランにつきましては、議会の議決の96条2項では議会にマスタープランは確かかけることになっていたのではないのかなと私はそんな認識で申し上げておりますが、もしそれがいわゆる条例に基づいた議決事項でなければいいんですが、そういうふうな検討された経緯もありますので、その点は新たに示された基本計画はやはり基本構想に基づいた、基本構想は10年ですが、基本計画は5年ですので、いわゆる基本構想、もちろん基本計画については96条の2項の条例で確かこの前議決を必要とするということで決めたと思いますが、その点についてひとつ。

もう時間ありませんが、答弁はいりませんが、ひとつ積極的な市政運営の中で合法的に、合理的に、そしてやはり制度をきちんと踏まえながら進んでいってほしいという要望を申し上げまして終わります。

○議長（千田正英） 要望に対しての答弁、石川市長。

○市長（石川光男） 答弁必要ないといいますが、せっかくですので、庁舎について市民に対して説明責任を果たすべきだというご提言です。これは行政報告にも少し述べておりましたが、先般、議会の報告書が出ました。陳情不採択の決定も得ましたので、それを受けて今後積極的に市民に対し説明責任を果たしていきたいということでございます。

○議長（千田正英） 時間が経過しておりますので、これをもって…。

（「議長、議事運営」の声あり）

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 今、19番さんから第2点めのいわゆる庁舎建設計画についてのご質問されました。その中で副市長が、一般質問で約5回くらい説明をしておると。同

時にまた、私ども議会でも特別委員会を立ち上げて8回も議論をしております。そういう中であって、19番さんはこの3ページの一番上のところに「これまでの進め方は問答無用の進め方ではありませんか」とあります。私は幾ら言論の自由といえども、やはり節度をもった言葉を使っていたかかないと、市民に誤解を与える可能性があります。言葉が悪いと思いますが、昔の悪代官は問答無用という言葉をよく使っておりますが、最近はそういうこともございません。その中で、議長あれですか、この一番上の1行めを削除することはできませんか。

○議長（千田正英） これは一般質問ですので、あれです。

○18番（藤原幸雄） いやいや、一般質問といえども、やはりこれは穏やかでないですよ。今までも何回となく議論した。全然議論しないでやるのは、まさにいわゆる問答無用という言葉が当てはまると思いますが、一般質問も我々特別委員会も何回もやっているんですよ。そういう中であって問答無用という言葉が、議長どういうふうに考えますか、お伺いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

.....

午前11時32分 再開

○議長（千田正英） ただいまの18番の発言は取り下げてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 時間が経過しておりますので、これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時32分 休憩

.....

午後 1時00分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。12月議会を準備されました市長をはじめ職員の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

また、傍聴に駆けつけました市民の皆様、本当にご苦労様でございます。

私は、3点にわたり今後の潟上市政を左右する問題について、通告書に従い質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1点めは、今後の潟上市の農業支援策について伺いたいと思います。

既に稲刈りもとっくに終わり、仕事上はひと息ついている農家の皆さんが今一番頭を痛めているのが、これから先、農業で生活ができるだろうか、当面の借金をどう返したらいいのだろうかという大きな不安だと思います。政府はT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の協議に参加することを決めましたが、これが実施されれば農水省の試算でも食料自給率は40%から14%に、農業生産は4.1兆円の減収、農業の多面的機能は3.7兆円が失われ、国民総生産は7.9兆円の減、雇用は340万人の減となることが国会の論戦を通じて明らかになりました。農業生産の減は、食品加工など中小企業を含む地域産業に打撃を与えます。アメリカ、オーストラリアなどを含めた9か国によるT P P交渉は、自由化の例外を一切認めず、関税の完全撤廃を参加国に迫るものです。日本が参加すれば、アメリカなど農業大国からの輸入も完全自由化されるのは避けられません。農業所得の減少は地域の小売業やサービス業の低迷にも直結します。

地方都市の衰退は、後背地の農村の疲弊が一因にもなっております。首相は開国と農業を両立と言っておりますが、両立は不可能だと思います。この背景には、昨年11月にオバマアメリカ大統領が来日の際、T P P参加を東京で明らかにしたこと、そして今年10月の「日米財界人会議」も2015年までのT P P加盟締結を日米両政府に求めたことです。T P Pは完全撤廃だけではない広範な問題をもたらします。内閣官房が10月27日発表した資料によると、米国から牛肉や非関税障壁などへの対応を求められる可能性も挙げております。B S E（狂牛病）の安全対策がない米国産牛肉の輸入制限の撤廃を求められることなども予想され、食の安全も脅かされかねません。さらに既に発行されているフィリピンやインドネシアなどとの2国間のE P Aで認めた看護師、介護福祉士だけでなく広範な職種を受け入れを求められることも想定されます。それが何のルールもなければ国内の雇用を圧迫し、国際的な賃下げ競争に容易につながりかねません。T P Pは広範囲の経済連携を目指す協定で、国内の産業構造そのものに大きな影響を与えるものと思われまます。既に全国や各地のJ A組織を始め広範な各種団体が反対の立場で活動を始めておりますが、潟上市としてどのような立場で臨むのか伺いたいと思います。

次に、農業支援策の2点めについて伺います。

本年産水稻の作況については、4月からの日照不足と低温など、気候変動が激しく育

苗管理が難しかった上に田植え直後の低温、日照不足の後は6月から激しい猛暑で高温傾向にあり、また、刈り取り時期には断続的な降雨で倒伏が拡大したことなどにより生産者の努力にもかかわらず生産量の落ち込み、等級の落ち込みで県中央部の作況指数は90の不良となりました。例年よりの生産量の落ち込みに加え米価の大幅な下落が、稲作農家にとって生活への大きな不安材料となっております。今後の営農維持が難しく、農業機械が壊れれば、あとは農業をやめる決意をしているという農家もあると聞きます。せつかく担い手が生まれたのに、あるいは営農集団を作ったのに、この米価ではどうすることもできないのではないのでしょうか。昨年より3,300円も下落し、1万円を割り込みました。県内JAでは独自に1,000円の上積みを図り、懸命の努力をしていますが、農林水産省の生産費1万6,500円には到底及ばず、戸別所得補償制度の生産費からも大きく乖離している状態ではないのでしょうか。営農、生活資金のために独自の補助や無利子の融資制度をはじめ、農家への直接補償制度など決めた自治体もありますが、本市での農業支援策を伺いたいと思います。

次に、2点めの質問に入ります。

自動体外式除細動器（AED）の設置のあり方について伺いたいと思います。

潟上市のAEDの設置について、今後どのような考えのもと臨むか伺います。

言うまでもなくAEDは、心肺停止状態のとき心臓を動かすために働く器械ですが、この器械があるために死亡せずに再度社会復帰した方も大勢おります。まだこの潟上市ではAEDの使用はないようですが、現在、人が常時大勢集まる場所ということで各庁舎をはじめ市内の小中学校や体育館に設置されているということだと思います。人の命が助かるかどうかは、まさに救急車が来るまでの数分で決まると思います。そんなに利用頻度はないものの、あれば助かる命のために、若干お金はかかりますが、設置箇所をもっと広げてもいいのではと思ひまして私なりに必要だと思われる箇所について提案したいと思います。各グラウンドゴルフ場、ここはほとんど毎月、大きな大会をやっているようです。100人規模は珍しくないようです。今年みたいに猛暑日が続くとなれば、ふらふらとなり倒れ、そのまま大変な事態になることも想定されます。ブルーメッセも対象になると思います。各旧町の大きな公民館、そして民間の方が経営しているが市の施設である八郎潟ハイツ、そして今、デイサービスやショートステイをはじめとした介護施設がこの潟上市でも多くなりましたが、この場所でも大勢の方が利用されております。福祉施設については、民間の独自自助努力で設置されている施設もあります。まだ

まだ常時市民が集う場所はあると思いますが、市の財政で行う場合もあれば民間に設置するよう促し協力していただく場合もあると思いますが、その点も踏まえ、今後AED設置に対する市の考え方について伺います。

また、せっかく設置されても、いざという時にスムーズに使用できないことのないように、行政が積極的にかかわって講習会も行い、市民の方が取り扱いができるというレベルにもっていくことも大事なことと思われまますので、この点についても今後の取り組みを伺いたいと思います。

3点めの質問は、介護保険制度の今後の見通しについて伺います。

介護保険料を含む介護問題については、9月議会で私が一般質問を行い、市当局より貴重な回答をいただいたところですが、介護保険が始まってから10年めということで、その後、政府から2012年以降の介護保険制度の制定に向けて議論する社会保障審議会介護保険部会で11月19日、厚生労働省が最終報告書の素案を示しました。それによりますと、一定の所得のある高齢者の利用者負担を2割負担とするなど負担増と給付減の項目が目につきます。報告書素案は、65歳以上の保険料が12年から平均で月4,160円を5,000円を超えないとしながらも軽減のための公費負担引き上げは困難と切り捨てました。公費負担の見直しを排除した上で事業所への介護報酬2%アップなどを行えば、月額5,200円の値上げになるとし、給付の効率化・重点化を強調しています。利用者負担増は年間平均200万円以上の高齢者で現在の1割負担から2割負担への倍増を検討すべきであるとしています。その後、この金額は320万円に落ち着いたという話もありますけれども、いずれ低い所得の方から大きな負担増になることは間違いありません。税金や医療費などを払えば、決して年金者の方が多いわけではありません。また、要支援、軽度の要介護者への給付は、効率化が必要として保険給付の対象外とする利用者負担を2倍に倍増するとの意見を示しています。介護保険サービス利用のためのケアプラン作成は現在無料ですが、要介護者は月1,000円、要支援者は月500円を毎月検討すべきであるとしています。施設入所者の居住費を軽減する給付、補足給付は、市町村の判断で資産や家族の負担能力を要件に加えて支給のハードルを上げる仕組みを求めています。また、施設の相部屋に入居している高齢者から、光熱費に加えて新たに部屋室料を月5,000円徴収することが必要としています。介護療養病床の廃止の方針については、一定の期間に限り猶予することが必要と廃止に固執する姿勢をにじませています。委員からは、「軽度者の保険給付外しは国民に対する約束違反になる」、「介護保険制度が崩壊する

恐れがある」、「ケアマネージメントが失われる恐れがある」、「利用者の意見がカットされたまとめだ」など痛烈な批判が相次ぎました。既に本市の介護保険を扱っている高齢福祉課でも、この厚労省素案にびっくりされたことと思いますが、潟上市でもしこのようになれば、現在多くの介護サービスを受けている方の家族を含め生活がどうなるのか、大変な状況になると思います。保険料はやっと支払うが介護保険は利用できない、このようになるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、潟上市では今後の保険料を現在と比べ引き上げざるを得ないのかどうか、年間所得200万円以上の方が2割負担は必要なのかどうか、ケアプラン作成への有料化はどうか、施設の相部屋の部屋室料の徴収、軽度者の利用負担を2割に倍増することはどうか、その必要性について率直な見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の1つめ、今後の潟上市の農業支援策についてお答えを致します。

はじめに、政府は環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の協議の交渉参加を表明しましたが、潟上市としてどのような立場で臨むのかについてお答えを致します。

TPP参加国は、関税の撤廃によって自国の製品をより安価に輸出することができ、更なる貿易拡大が期待できる反面、輸入品に対する関税をゼロにしなければなりません。これまで保護されてきた国内産業がダメージを受ける可能性があり、特に農産物への影響は、藤原議員がおっしゃるとおり多大になるのではないかと懸念しております。秋田県の試算によれば、本県の米の産出額は1,092億円から9割減の109億円へと大幅に減少する見込みで、このほか豚肉、牛肉、鶏卵、牛乳・乳製品、鶏肉も大きく減少するとしております。

本市においては、米の生産額は26億6,000万円で、農業生産額の70.9%を占めており、これが9割減となれば基幹産業どころではなく、農業そのものの存続すら危ぶまれます。政府でも賛否両論の中にあって、農業構造改革推進本部（仮称）を設置し、来年6月を目処に基本方針を決定するとしているところから、対応策の早期提示と慎重な対応を求めてまいりたいと考えております。

2つめの本市での農業支援策についてお答えを致します。

行政報告でも申し上げましたが、今年は春先から天候の変動が激しく、日照不足、低

温、大雨、猛暑など、水稻をはじめ農作物の栽培管理に細心の注意を要する年となりました。しかし、農家の努力にもかかわらず作況指数は、県中央部では90となり、近年にない低水準となったことはご承知のとおりであります。

このような事態に県が市町村・金融機関が協力のもと営農維持緊急支援資金利子補給事業を、また、J A秋田みなみでは営農経営支援資金事業を新規に創設しております。市では、これらと連携を図りながら農家の営農に必要な運転資金の利子補給を行うこととし、本定例会の関係予算を計上しております。

また、夢プラン事業などの農家への補助金を早期に支払うとともに、農業生産力向上事業費補助金を予算措置し、農業設備や農機具の購入助成をしております。さらに23年度の再生産に向け、農家が安心して農業に従事できるよう、関係機関と協議を重ねてまいりますので、宜しくお願いを致します。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、14番藤原典男議員の一般質問の2つめ、自動体外式除細動器、通称A E Dの設置についてお答え申し上げます。

自動体外式除細動器とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与えまして、心臓機能を正常に戻すための医療機器でございます。

平成16年7月からは消防法の改正によりまして、一般市民にも使えるようになり、現在では空港や学校、あるいは公共施設など、人が多く集まる場所を中心として設置普及されております。また、最近では、一般市民の方がA E Dを使用して救命した実例も増えてきております。

本市においても平成17年度から体育館、小学校、中学校、各庁舎、各保育園などを中心に、現在26施設に設置されております。今後も設置を提案された施設も含めまして、公民館、保健センター等各施設に順次設置し、あわせて啓蒙普及を図ってまいりたいと考えております。

また、A E Dをスムーズに使用できるように、管内消防署の救急救命士を講師に招き、各種団体への講習会を機会あるごとに積極的に開催しているところであります。今後も消防本部と連携しながら、一般市民への講習の機会を増やし、多くの方々が使用できるように進めてまいりますので、宜しくお願いをしたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 一般質問の3つめ、介護保険制度の今後の見直しについてお答え致します。

社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の見直しに関する意見書については、11月30日付けで「（案）」が取れていますので、この動向を見据えていくことを前提にして質問にお答え致します。

1つめの今後の保険料を現在と比べ引き上げざるを得ないのかということについては、現在の計画内容を検証・分析し、将来の要介護者数や利用動向を勘案し、給付の増加が被保険者の負担に与える影響も十分考慮し保険料の見直しを行うこととなります。

次に、2つめの年間所得200万円以上の方の2割負担は必要なのかどうかについては、景気の動向をはじめ医療保険の負担や年金等も踏まえ、今後注視していく必要があると考えております。

3つめのケアプラン作成の有料化はどうかということについては、ケアプランは要介護者の相談に応じ、自立した日常生活を営めるよう連絡調整を行うことなどの支援サービスです。利用者負担の導入については、適切なサービス利用を阻害しないよう配慮する必要があると考えます。

4つめの施設の相部屋の室料の徴収については、多床室という居住環境を考慮した場合、現在の光熱水費相当を維持することを基本に据えた考え方であります。

5つめの軽度者の利用者負担を2割に倍増することはどうかということについては、介護サービス、生活支援等、総合的に保険給付のあり方を考えるべきものであると認識しております。

いずれも今回の介護保険制度見直しに関する意見書は、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築することを基本的な考え方としておりますが、本市における介護保険事業についても高齢者の負担増をできるだけ抑え、負担と給付のバランスを図りながら公平性を確保し、介護サービスが必要なときに必要なサービスが的確に利用できるように、また、介護者が必要になってもその人らしく尊厳を持った生活を送ることができるように介護保険事業を運営していくことが保険者の責務ととらえております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 最初にT P Pの問題に関して質問致します。

市長は農産物に与える影響は多大だということで見解は一致しております。それで、

慎重な対応が必要だということでありまして、実は昨日、12月1日、全国の町村会がありまして、この大会の中でT P Pへの参加はだめだと、反対するという決議が上がっているわけです。物・人・サービスに関する関税、非関税措置すべて撤廃する、これまでにない貿易協定であり、地域経済を破壊するということで町村会では反対の立場でありますけれども、市長会も今後この問題についてあると思うんです。その際、やはり潟上市の意思として、その市長会へのこの決議を上げるのに私は賛成していくべきだと思うのですけれども、その点について。

それから、市長としてやはり、県内含めて各市町村長に呼びかけていけるものかどうか、そこら辺のことについても、潟上市としてどう行動するかという点でちょっとお聞きしたいと思います。

それから、米の農家への支援の問題ですけれども、米価が下落したほかに等級も下がった、不作だったということで、08年産米では時給358円なんですけれども、今年はまだもう特にこういうふうな状態で来年度どうしようかなというところに、昨日また2011年産米の生産量を減額すると、特に秋田県は大幅な減量だという発表がされました。これではやはり農家の生活が成り立たないというのは明らかです。それで、今、答弁にありましたけれども、県の制度とかいろいろやるということで、それで市としても利子補給を行うということが答弁の中にありますけれども、どの程度の利子補給をやるのかというあたりを伺いたいと思います。私はそれだけでなく、特に五城目町とか八郎潟町とか藤里町が10 a 当たり1,000円の補助をやっていると。特に藤里町は農業支援金として利子補給分をゼロ金利にしているということです。それから秋田市もいろいろこの対策ということでやまして、J Aに関する問題については農家負担をなしに利息補給をするということも決めています。そのほかに藤里町は航空防除費の一部助成、10 a 当たりあそこは2,900円みたいですけれども、これを農家負担分を半分にするという政策も決めているわけです。ですから、利子補給については、いつどうなるかということ、直接補助、10 a 当たり1,000円を助成しているという町もありますので、そこら辺可能なかどうか。それから、航空防除についても、やはり幾らか、今まで200円ですか、もっと拡大していく必要もあるんじゃないかなということについて再質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

それから、A E Dの関係ですけれども、私具体的にここはどうかということをお聞きしましたけれども、肝心かなめの保健センターにまだ置いていないんですね。市の保健

の健康に関する一番のセンターにないということで、これはぜひ早急にやっていただきたいと思います。

それから、グラウンドゴルフ場も、これもやはり人がいっぱい集まる場所ですので、特に炎天下の中で何時間もやるというところは、私は必要だと思います。設置していくという前向きな答弁でしたけれども、これはやはりちょっと急ぐ必要があるのではないかなと思います。

それから、福祉施設については、私、ある福祉施設にも聞きましたけれども、ここは自分のお金で、福祉施設のお金でつけましたよということを言っていますけれども、いろいろ聞きましたら、まだ福祉施設、特に介護老人施設とかそういうところではまだ設置されていないところがあるので、これに対する援助とか指導とか、そういう点でちょっと答弁がなかったみたいなので、その見解についてもお聞きしたいと思います。

それから、講習会についてですけれども、私、先だって湖東消防の方に行きまして、AEDの講習どういうふうになっているのかということを知りました。ある婦人会では29人まとまって講習やっているというところもありましたけれども、まだやはり町内会としては独自に計画してあれこれということじゃなくて、せっかくのあるものを講習の待機ということになっているみたいです。私はやはり生産人口・年齢という方たちは、市民の方、過半数の人がこの使い方を、一度は講習を受けたという状況をつくってってもらいたいと思うわけです。それで、今、自治会長会議などもありますけれども、町内会としてもいろいろ何かの会でやるときに15分ぐらいちょっと時間をいただきたいということで、やはり全部の町内会がこういう使い方、講習を受ける、積極的にやっていくという立場も行政の指導として私は必要ではないかと思います。その点についてもご見解を述べていただきたいと思います。

それから、介護保険の問題についてですけれども、なかなか政府のやることに対して一自治体が、こうだあだということは非常に難しい、それは私もわかりますけれども、ただ、負担が大きくなれば要支援の方は介護をどういうふうにとらえているかといいますと、当局が一番わかっていると思うのですが、介護予防ですね。要支援の方、デイサービスとかあれこれに行って介護予防をする、そうすれば要介護にならないというふうなとらえ方があるわけです。そこら辺が負担増になればできなくなって、介護者がやはり増えていく、そういうことも懸念されます。それから要介護の人、3、4となれば家族の手がかかる、この負担増で利用できなくて家族の手がかかっていきますと、家族

の中もやはり空気が何ていうんですか悪くなるというかここできなくなるような状態だと思います。ですから、私はこの介護の問題は老後の楽しみで行っている方もありますし、そこら辺もし負担増になれば、当局としてもこの負担増をなくすために独自にいろいろな援助する制度ということも私はやってもいいのではないかと思います。これに対してご見解をお願い致します。今の介護保険制度がこのままいけばとんでもない状況になると思いますけれども、根本はやはり政府がこの介護保険制度に対してお金を出不さいからです。計算によりますと、今、支出しているお金のもう10%を足せばこの負担増にならなくてもいいということもありますので、当局としても負担増というか、このお金の支出、政府からのお金の支出をもっと増やすようにという要望もしていくべきじゃないかなと思いますけれども、そこら辺についても伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番さんの再質問の1つめのことについて答弁致します。

2つとも通告書にない質問で、しかも大事なその判断力が求められる質問ですので、今、即答はできかねます。ただし、考えを言いますと、TPPのその全国町村会が反対をしたということは新聞等で見ました。広げて全国市長会はどうかということですが、秋田県の市長会はもちろん反対です。東北も含めて。ただし、これについては都市と地方の温度差があるということは事実でありますので、したがって全国市長会が統一行動がまだできない状況であるということは言えます。

それから、この減反が発表されて、全国の水田面積の4割が減反だという大変な時代になるわけですが、今ご提言のその藤里町のようなゼロ金利、あるいは空散の半分ということについては、これもまた大変重要なことで即答はできません。今後、関係機関と協議しなければならないと、こう思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の一般質問の2つめ、自動体外式除細動器の設置のあり方についての再質問にお答え申し上げます。

今後の自動体外式除細動器の設置につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。平成23年度の設置計画につきましては、この後、平成23年度予算の編成に当たり具体的に検討してまいりたいと思います。これまで現在設置している26施設につきましては、小学校、あるいは中学校、幼稚園、保育園、体育館というように、同系統の施設ごとに計画的に設置してまいりました。今後も施設ごとに差異がないように取り組んでま

います。特にご指摘の屋外における天候の変化によりまして身体リスクの非常に大きい、伴うグラウンドゴルフ場、あるいは集会など大勢の人たちが集まる公民館、道の駅などについては、順次計画的に設置する方向でまとめたいと考えております。そういうことからすれば、保健センター、グラウンドゴルフ場についても、今言ったような形で進めてまいりたいと思います。

それから、他の福祉施設に対してどう取り組むかということでありましたけれども、最初の答弁でも申し上げましたとおり、支援等についてはこの後検討してまいりますけれども、啓蒙普及を図りながらその方向性を見いだしていきたいと考えております。

それから、湖東消防の方に伺った際に、それぞれ講習には今、順番待ちということでありましたので、この講習会等につきましては、消防はもちろんですけれども関係保健機関とも連絡調整しながら講習の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 藤原議員の再質問にお答えします。

介護保険制度の今後の見通しということなんですけれども、この中で要支援者の方々がその介護を控えるような状態、こういう状態というのはやはり好ましくないということ。また、先ほどお話ありましたように、いわゆる認知症を抱える、その支援に対する考え方もありますし、それから今回、その認知症も含めて家族支援という考え方もあります。この意見書等が、まだそれこそ意見書の段階ですので法として成立していないということもありますが、こういうことのないような、公平な介護ができるような体制、介護保険というものが制度としてあるべきだと考えています。

それから、市町村独自の支援措置があってもいいのではないかとということですが、これも現在の計画なり、あるいは分析なりをしながら、この後の検討課題ということになっていこうと思ひます。

それから、諸制度についての要望ということ、これについても現段階では意見書という域を出ないので、今後の推移を見守っていきたく思ひます。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 農業問題にしても介護の問題、それからAEDの問題に対しても、まず前向きな回答がありましたので、早期に頑張ってくださいということで質問を

終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

1 番中川光博議員の発言を許します。1 番中川光博議員。

○1 番（中川光博） それでは、今日の最終の質問になりますけれども、3 つについて質問をさせていただきます。

最近よく「人口減少時代」ということを耳に致します。この人口減少時代に入ったときに政策がどうあるべきかということですので、今日、3 つの分野に質問を限定しますけれども、ほかのすべてのこの潟上市行政の政策についても言えることではないでしょうか、そういう前提のもとに、取り急ぎ今日はこの3 つの質問に限定してお話をさせていただきます。

1 つめですけれども、潟上市のまちづくりの将来像についてということでお尋ねを致します。

ご承知のとおり潟上市も人口減少時代に入ってきました。この国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口では、10年後の平成32年には潟上市の人口は3万3,797人になり、合併のときよりも2,017人の減となります。そのうち15歳～64歳までの生産年齢人口は1万8,898人で、3,189人の減となります。ほぼ1割に近い人数が減になると、こういう将来推計人口であります。このことは既に人口増加を前提にしていた従来の枠組みでは、政策が成り立たない時代に入ったことを意味しています。その要因は、少子化・高齢化、それに伴う社会構造の変化です。したがって、政策課題は少子化・高齢化への対応であり、人口減少時代における政策のキーワードは「選択」と「集中」ということとなります。つまり、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、政策の選択が必要であり、このことは同時に市民も可能な範囲で一部の公益を担うことが求められていることを意味します。自分たちの地域の課題は自分たちで考え、自分たちでできることは自分たちで担うということです。自前でやれることはやるということです。問題は、そこに進むために将来像をどのように構想できるのかということにあります。従来のまちづくりの概念を超えた新しい将来像を構築しなければならないのではないのでしょうか。

人口減少時代における潟上市のまちづくりの将来像はどのようなものでしょうか。市は現在、潟上市総合発展計画後期基本計画を策定するための検討委員会を立ち上げまし

た。私は3月議会でも提案致しましたが、潟上市の将来像について、さらに詳しく提案を致します。

この人口減少時代における政策理念、選択と集中を基に、潟上市の都市軸の再編成を実施していくものです。現在、市は新庁舎建設候補地周辺を行政拠点として、潟上市の5つのエリア、天王地区、出戸地区、追分地区、昭和・飯田川地区、豊川地区を想定し、国道7号線、国道101号線、国道101号東西線の3つの交通軸を基本とした5つのエリアとのネットワーク化を進めていくことを考えております。この考え方は、従来の旧天王町、旧昭和町、旧飯田川町の枠組みの延長線上にあります。

私は人口を軸とした新しい3つの都市軸を提案致します。従来の旧町の枠組みを越え、潟上市の全く新しい形を提案するものです。人口1万2,772人の昭和・飯田川軸、人口1万1,891人の天王軸、人口1万472人の追分・出戸軸の3つの新しい都市軸です。そしてこの3つの都市軸を中心にネットワークを構築するというものです。

さて、ここでいうネットワークとは、政策というソフトを中心にしたネットワーク化を図ることを意味します。3つの都市軸の特質、地域資源を基本にした総合発展計画を策定し、3つの都市軸への具体的な政策選択と資源集中を図り、その成果を全体の発展へとつなげるものです。まさにこのことがネットワーク化を意味します。3つの都市軸構想の根幹をなすのが、この政策のネットワーク化です。

まちづくりは地域の持っている潜在能力を刺激し、芽を出させ、はぐくむことにあるのではないのでしょうか。3つの都市軸の特質、地域資源とは何でしょうか。都市軸の人格と言い換えてもいいものです。

昭和・飯田川軸は潟上市の中で観光資源と高齢化が特徴です。潟上市の中では高齢化率が高く、今後の高齢化社会のかぎを握る地域福祉のモデル地域として、大胆に施策を展開していきます。その成果を潟上市全体に広げていきます。観光資源としてもこの地域はブルーホール、小玉邸、石川翁史跡、産業遺産豊川油田群等が異彩を放ちます。潟上市のほかの観光資源とネットワークを図り、潟上市の観光の顔をつくるのです。

天王軸は環境農業エリアとしての能力を有し、産直センターを基盤に学校給食も含めた地産地消の推進などに、農業経営を軸に据えた農と人との交流の大きな可能性が広がります。

追分・出戸軸は、周辺に秋田県教育センター、秋田県立大、秋田県立博物館、金足農高、秋田西高、天王みどり学園など教育施設が集中します。まさに子育て教育の先進地

としての能力にあふれています。どこも真似のできない特色ある人材の育成を実施していくのです。その成果を潟上市全体で共有していきます。

このように考えるとき、潟上市総合発展計画後期基本計画も、全く新しい理念のもとに策定することになります。潟上市の将来像を具体的に3つの都市軸のもとに策定することにより、都市軸と総合発展計画が一体のものとなり、住民が自分の地域の将来像をはっきり認識し、みずからのまちづくりに積極的に参加する機会が増えるのではないのでしょうか。この構想は、人口減少時代における潟上市の都市の再編成、もちろん自治会の再編成も含めた新しい将来像として3つの都市軸の形成、行政拠点も含め政策を中心とした都市軸のネットワーク化を実現していくものです。従来の総合発展計画の組み立て方とは異なり、明確な3つの都市軸を中心として潟上市の将来像を描くものです。

さらに、3つの都市軸を基軸にした潟上市という自治体の中での分権の促進、権限と予算の委譲も将来視野に入ってきます。地域との協働を進める上で公益の担い手としての市民の重要性が増してきております。行政依存から脱却し、自主的に課題解決を図ろうとする住民自治の実現を制度として整備することも重要な課題です。地域が自前でどのようにやり切るのかということに行政がどう応えるのかという課題です。人口減少時代を迎え、10年先、20年先という長期的な視点での将来像の構築が必要ではないでしょうか。

以上が私の提案する潟上市の基本的な将来像です。潟上市総合発展計画後期基本計画検討委員会で検討することを要望するものです。市長のご見解を伺います。

2つめの質問に入ります。

人口減少時代における政策についてということで、補助金のあり方についてお尋ねをしていきます。

人口減少時代においては、行政はもとより市民も大きく意識が変わらなければなりません。行政改革でスリム化する行政とともに、同時に市民が可能な範囲で公益を担う主体であるという自覚が求められています。このような変化の中で補助金はどのように生かされるべきでしょうか。また、現在交付されている補助金について、どのように見直しをしたらいいのでしょうか。

人口減少時代の政策課題は、少子化・高齢化への対応であり、政策理念は選択と集中です。補助金についても例外ではありません。既存の補助金にメスを入れ、効果が薄く役割の終わった事業、次年度への繰越金が過大な事業、補助金になじまない事業等を廃

止し、既得権化・固定化を避け、必要な事業に資源を集中すべきではないでしょうか。市民の意識改革もまた不可欠です。既得権化・固定化には、みずからも見直す覚悟が求められています。

市は現在の補助金について、どのような見直しをしているのでしょうか、お尋ねを致します。また、23年度に向けての見直しの具体的な内容について、件数も含めて伺います。

2つめ、市は22年度に補助金の公募制度を導入しました。市民活動の活性化にとって極めて重要な政策です。すばらしい政策だと思っております。22年度の実績を伺います。22年度の実績の中で少子化対策事業、そしてまた高齢化対策事業の件数と内容についても伺います。

3つめ、今後は市民も公益を担う主体であるという、より明確な位置づけをし、ボランティアグループ、自主グループ、NPO等による地域活性化への取り組みをさらに支援することが必要になってきます。人口減少時代の政策課題に合致するべく、少子化対策事業や高齢化対策事業に特化して補助金公募制度の大幅な拡充を図るべきではないでしょうか、見解を伺います。

3つめ、人口減少時代における予算編成の見直しについてご提案を致します。

縦割り行政の弊害とも言われている行政事務やサービスの重複を省き、簡素に効率よくむだを省きながら、さらには市民の目にも予算のあり方がわかりやすく伝わる方法はないのでしょうか。また、各種審議会・検討委員会等によっては、重複する内容が審議されたり、委員についても同じ委員が多くの審議会に参加するなど、いろいろな場面で重複が見られます。まずは縦割りの発想から抜け出し、課題の本質に様々な角度から総合的に迫る政策のあり方を探らなければなりません。縦割りの政策をいったんばらばらにして、市民ニーズに合わせ有機的に横断的に組み直す作業が必要です。そこで、「部局別（横軸）予算」に加え「課題別（縦軸）」に予算内容を表示することを提案致します。いわば「マトリックス予算表」というものです。

課題別とは、いろいろありますけれども、例えば子育て、環境、福祉、情報等横断的なもので、いわばテーマを示します。市民はこれによってそれぞれの部の、例えば子育て関連予算額を見て、どの部が子育て分野にどれだけ関与しているのか一目でわかります。つまり、潟上市全体でどの部が子育て対策にどのように取り組んでいるのかが見えるようになります。同時に、事業にむだはないのか、重複はしていないのかも評価する

ようになります。

一方、行政内部では政策の連携が必要になり、かつ連携の密度が増し重複が排除されるようになるのではないのでしょうか。大きな効果が生まれます。ここでも人口減少時代の政策理念としての選択と集中が具体的な予算編成に活かされるのではないのでしょうか。マトリックス予算表を作成し、公開するようにはいかがでしょうか。ご見解を伺います。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 1番中川光博議員の一般質問の1つめ、人口減少時代における政策についての潟上市のまちづくりの将来像についてお答え致します。

まず、質問にお答えする前に、1番さんは通知書には書かれていませんでしたが、人口約二千何人減って、その減少したことについて、政策が成り立たない、こう表現しましたが、私ほうなずけることはできない。今ここにたまたま平成16年から平成21年までの5年間の人口動態の推移というものがあります。ちなみに申し上げますと、潟上市は2.4%の減、秋田市が3.1%の減、男鹿市が8.4%、五城目町が8.2%、八郎潟町が6.0%、井川町が7.7%、大潟村4.8%、こういうことになっています。2.4%の減少で政策が成り立たないとすると、その3倍も4倍も減少している市と町、村は、政策が成り立つでしょうかという疑問がある。これをまず冒頭に申し上げておきます。

さて、本論に入ります。

平成18年度に策定した潟上市総合発展計画は、平成27年度を目標年次と致しまして、基本構想に掲げる将来像「一人ひとりが輝く 人と環境にやさしい田園都市」の実現に向け、施策を体系的にまとめた前期基本計画に基づいてまちづくりを行ってまいりました。

この前期基本計画も最終年度を迎え、景気低迷による社会・経済情勢や少子高齢化の急速な進行などの変化と、それに伴う新たな課題等が生じてきており、これまでの進捗状況や課題についての総括を行うとともに、基本構想理念を継承しながら現行の課題に即した基本計画の見直しを行うことから後期基本計画を現在策定しているものであります。

総合発展計画は、まちづくりの基本的方向を示す基本構想、これに沿って具体的施策の内容を明らかにする基本計画および毎年度の実施事業等掲げる実施計画により構成されております。ご質問にある総合発展計画後期計画は、新しい理念のもとに策定する

ことや潟上市の将来像を3つの都市軸のもとに策定するなどの構想の根幹にかかわるような大きな変更を行うには、現在の基本構想が10年間の期間を定め、平成18年に議決いただき制定されたことにかんがみましても、構想の本旨に沿った内容でない限り、総合発展計画検討委員会での検討にはそぐわないと考えます。

なお、構想における地域拠点の4エリアとご提案の人口を軸とした3エリアについては、互換性はあると承知しておりますので、今後のまちづくりに生かしてまいります。

今年3月の一般質問においても中川議員から同様の提案がなされております。地域福祉の推進や観光資源の整備・連携、産直センター（仮称）を中心とする地産地消の推進、子育て支援、教育の充実などについても後期基本計画素案には、ご提案の内容は盛り込まれております。今後、具体的事業や事業費、事業年度を実施計画に定めることとなりますが、現基本構想で掲げる6つの基本目標に沿って、選択と集中によるまちづくりを行ってまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 1番中川光博議員の2点めの補助金のあり方についてお答え申し上げます。

その1点めの、補助金についてどのような見直しをし、23年度に向けての見直しの具体的な内容・件数についてございますが、市では平成20年度に市が交付する補助金等の適切な執行および補助事業の実施について客観的に評価、見直し等を行うため、市民および識見を有する方7人で構成する「潟上市補助金等審査委員会」を設置致しました。

委員会は、平成20年度に5回の開催を経て、補助事業の現状や問題点および補助金の必要性や効果等について審査していただきました。審査委員会から平成20年10月20日に補助金等交付要綱の整備、補助金等交付事務の適正化、各支部等のあり方など7項目について提言がありまして、平成20年12月定例会で皆様に提言書を配付しておる次第でございます。

市ではこれを受けて補助金等に係る庁内ヒアリングを行い、平成21年1月に補助金等見直し計画を策定し、交付団体の将来のあるべき姿や交付による団体事業の達成年次、交付額等について継続して協議中でございます。また現在、予算編成中であることから、新年度に向けた具体的な件数は今後の集計となります。

2点めの補助金公募制度の平成22年度実績についてでございますが、ご質問の補助金

とは「まちづくり団体活動助成金」ととらえてお答え致します。

市では、平成22年度にまちづくり活動の促進とまちづくり活動団体の自立支援を目的として、まちづくり団体活動助成金事業を導入致しました。この事業は、市内で行われる各種まちづくり活動を行う団体に対し、活動事業費の一部について申請年度1回限り5万円を上限に助成するものでございます。この事業の実施に当たっては、5月10日を申請期限とし、市広報およびホームページにより募集しましたところ、2団体から応募があり、市役所庁内の選考会において審査し、両団体ともに助成が妥当との結果を受け、助成金交付決定を致しております。第1次募集の結果、予算枠の5団体に満たなかったことから、7月20日を申請期限として2次募集を行ったところ、さらに2団体から応募があり、同じく助成金交付決定をしたところでございます。その中の少子化対策事業、高齢者対策事業の件数と内容でございますが、2団体については子育て関連の事業を実施していることから、少子化対策事業と位置づけております。そのうちの一団体については、中川議員も会員になっておられるようですので、内容は十分にご承知のことと存じます。

次に、3点めの少子高齢化対策事業に特化した補助金公募制度の大幅な拡充についてでございますが、まちづくり活動を推進するため各種自主活動、団体等への支援は必要不可欠となってきております。また、少子高齢化の急速な進展は、年金や医療などの社会保障だけでなく高齢者の介護や健康づくり、子育て支援、生活環境など様々な分野において大きな影響を与えることも予想されます。まちづくり団体活動助成金は、平成22年度が導入初年度であるため、現在進められている事業の結果を検証しつつ、提案された内容については今後の事業内容の検討材料の一つとさせていただきたいと存じます。

宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、1番中川光博議員の人口減少時代における政策についての3つめ、予算編成の見直しについて申し上げます。

本市の最上位計画は潟上市総合発展計画であります。本年度は前期計画の最終年度であり、行政報告で申し上げましたとおり後期計画の策定に向けて、現在作業を進めているところであります。次回3月定例会では、総合発展計画の見直しを反映した新年度の予算を提案したいと考えております。

そこで、例年3月定例会に先立ちまして、新年度予算の概要を議会の皆様に予算内示

という形でお示ししております。形式としては総合発展計画に示す7つの基本目標と、それぞれの基本目標が抱える政策ごとに事業名と予算額をお示ししております。

また、毎年4月には事業の概要や趣旨、あるいは担当部署を記入した「予算概要（事業編）」としてまとめてホームページなどで公表致しております。この「予算概要（事業編）」では、中川議員が提案されましたマトリックス予算表の趣旨の相当部分を実現できておると考えております。このことを含めまして、今後とも予算についてはわかりやすい形で公表に努めてまいりたいと考えております。また、議会の皆様にもお示ししてまいりますので、宜しくお願いします。

以上でございます。

○議長（千田正英） 1番、再質問ありますか。1番中川議員。

○1番（中川光博） ご答弁ありがとうございました。

この人口減少時代に入ってきているという認識は、さっき市長の方からもありましたとおり、この潟上市に限らず秋田市、潟上市、他市町村もほぼ、それぞれ差はありながら、もう突入したと、こういうことではないでしょうか。

私の今日の一般質問の趣旨は、もう簡単です。長期的視点に立った将来像、これが必要ではないのかなど、こういう趣旨でこの3つの点について質問をさせていただきました。特に潟上市の将来像、1つめですけれども、総合発展計画は5年の基本計画ということで成り立っていますので、今、後期基本計画を策定中ということですので、従前の当初の構想で変更しながら今検討していることだと思っておりますので、それはそれでよろしいのではないかと考えております。

その次の5年後、あるいは15年後、20年後、このあたりの潟上市の形をどうしていくのか、このことについての一つの大きな提案をさせていただきました。

人口減少時代ですので、さっきお話しさせていただいたとおり、すべての行政サービスを担うのは限界があるのではないのでしょうか。そういう意味で、市民も一部の公益をしっかりと担っていく、そういう制度をどうやってつくっていくのかということが一つ大きな重要な点ではないかと思っております。そういう意味で、人口というのも一つの大きな資源、財産ですので、やはり潟上市がバランスよく将来に向けて発展していくためには、この人口をベースにした3つの軸ということ想定しながら、将来的にはやはりしっかり潟上市の中での分権といいましょうか、権限、あるいは予算の委譲もできるような制度をつくっていく準備が必要ではないだろうかというご提案であります。いわばそのた

めの制度づくりをするための戦略として、その3つの軸を想定すると。その軸のその地域資源をしっかりと成長させていくため、発展させていくための一つの形としてとらえていくと。これは人と一緒に、よいところをしっかりと生かしていくというのが成長・発展の大きな基礎的な部分だと思います。それぞれの3つの軸がきちり政策でネットワークをでき始めたときに、やはりしっかりと全体の発展につながっていくのではないのかな、こういう構想であります。

今日、お話しはしませんでしたけれども、その先にさらにもう一つ考えなければいけないのではないのでしょうか。さっきお話いただいたとおり、近隣市町村も人口減にどんどん入っています。それぞれの自治体単独では、いろんな事業が恐らく成り立たない時代に入ってくるのではないのでしょうか。例えば20万、30万都市であれば自前でということもあるでしょうけれども、やはり3万5,000人等々のその自治体の単位では、相当無理な時代が将来くるだろうと。そういう意味では、近隣の広域的な自治体とどういう関係をしっかりと築いていくかもこの10年後、15年後の将来にとっては重要な課題だと思っております。そういう意味で、この1つめの提案をさせていただきましたけれども、まずはこの基本となる3つの軸、さらには将来的には地域自治体内の分権、あるいは権限の委譲、そういうことも含めた制度づくりも視野に入れる必要があるだろうと、こういうことをお話させていただきました。この点についても一度ご答弁をお願いできればと思います。

補助金についてですけれども、これも当然、補助金というのは、さっきお話させていただきましたとおり、やはり市民の一部がしっかりとこの公益を担うための一つの大きなてこだと思っております。したがって、このてこをどういうふうにもうまく使っていくのかということですので、やはり必要なところには、きちりメスを入れると。ここはやはり決断をしていただきたいなと思っております。あれも従来から補助を与えている、これもやってるよということではなくて、そこにはやはりきちりした戦略のもとに、その舵をとっていただきたいなと思っております。

3つめ、少子化・高齢化対策に特化してという提案をさせていただきましたけれども、今のお話では、そのほか生活環境、その他もあるんだよというお話で、十分わかります。これは戦略的な話ですので、今すぐこうするとかというよりも、この人口減少、少子化・高齢化対策に、その舵を切ると、こういう意味からも一つの決断がほしいものだなと考えております。この点もお答えいただければと思います。

あと、予算編成の見直しについてですけれども、これも言うが及ばずで総務部長の方から今ちゃんと、ほぼやっているよというお話をちょうだいいたしました。私のここの趣旨はもう簡単です。市民に行政の取り組みがしっかり見えるような予算書であっていただきたいなど。取り組みが見えるということは、市民にとっても事業の効果が見えるということですので、その成果についてももしっかり見ると。むだについても見えてくると、こういうことだと思います。また、その行政の内部にとっても横の部との連携、さらには重複している部分があると重複の除外につながっていくと、こういうことだと思いますので、十分この点は、予算編成については、市民に行政の取り組みがしっかり見えるような、広報でもかまいませんので、どの部がどの分野に幾ら投資しているかということをしかり見えるようにしていただきたいなど、こういうことです。この点についてお答えを3つまたお願いしたいと思います。

宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 1番さんの再質問の1点めでございますが、後期基本計画後の10年後、20年後という極めて遠大な構想であります。それはそれとして、まず後期計画をびっしりやりながらそれぞれ進めたいと。

権限委譲も含めた制度設計については、これはもうあくまでも我々が幾ら頑張っても、これは国です。国がはっきりしない以上は権限委譲にしても、地域主権にしても、名称が今こころろ変わるような状況ということで、まずは国からしかりやってもらわなきゃだめだと。そのためにも6団体が足並みをそろえて国に要請していくということであらうと思います。

それから、2番めについては提言はわかりました。これに向けて頑張っていくと。

3番めの市民にわかるような予算ということについては、これもなるほどどうなずけますので、今までもやってきましたけれども、それ以上に広報を通して市民にわかりやすいような予算というものに向けて努力していきたいと、こう思います。

○議長（千田正英） 1番、再々質問。

○1番（中川光博） いろいろありがとうございます。1つだけもう一度お話をさせていただきますけれども、将来像の中での潟上市の中での分権という、ちょっと言葉がややこしいんですが、やはり市民もしっかり公益の一部を担っていかないと到底間に合わない時代に入ってきますので、その市民がしっかり公益を担えるような、いわばその潟上市

の内部でその3つの軸を中心としたコミュニティにですね、例えば権限を委譲する、予算も委譲する、こういう方法も制度上つくっていくことがあるのではないかと、こういうふうに思っているわけです。今現在、既に指定管理者制度ということで我々潟上市は各町内、今回も江川地区の町内に権限をいわば委譲したという形で、地区のその公益を一部担っていただいております。私はその3つの軸を中心として、人口バランスのとれた発展をしっかりとしていく上で、そういうその権限の委譲やら、あるいはその予算の委譲も含めて、すべてということではもちろんありませんけれども、可能な限りそれぞれ役割分担を進めていく必要があるのではないかなと、こういう考え方です。ちょっと今、国と色々な形で分権とか主権とかと取り沙汰されていますので、ちょっとわかりにくい話になったかと思うんですが、趣旨はそういう趣旨ですので、もう一度そのあたりご答弁いただければと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問にお答え、答弁にならないですね、これは。まだはっきり理念が入ってないです。それで、こういうことは言えると思います。今、我々は自治基本条例の策定のための素案委員会というものを作っています。それで、これは十何人ですが、この後それを、肉付けをする、骨作りをするためには、私は100人委員会というものを今考えていますので、それらを含めて一人でも多くこの自治基本条例に参加をしてもらおうと、市政へ参加をするというような意味合いからでも100人委員会というものを考えていますが、それらのようなものもひとつこの中川さんのことにはまるのではないかなと思ったりしますが、いずれにせよ、この後よく中川さんと議論をしながら詰めていきたいと思っています。

○議長（千田正英） これをもって1番中川光博議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日3日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時13分 散会